

■国や他の自治体の動向

① 社会の動き

- 少子高齢化の急速な進行や家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困、ダブルケア、ヤングケアラー問題など、福祉分野における課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。
- 令和2(2020)年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは大きく変わり、対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりました。地域や分野によっては、現在もなおコロナ前の活動状況には戻っていない活動・事業がみられるところです。
- コロナ禍においては孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となりましたが、一方で、人と人が気かけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、工夫を凝らして地域福祉活動を継続させるための努力が続けられています。

② 関連法制度の動き

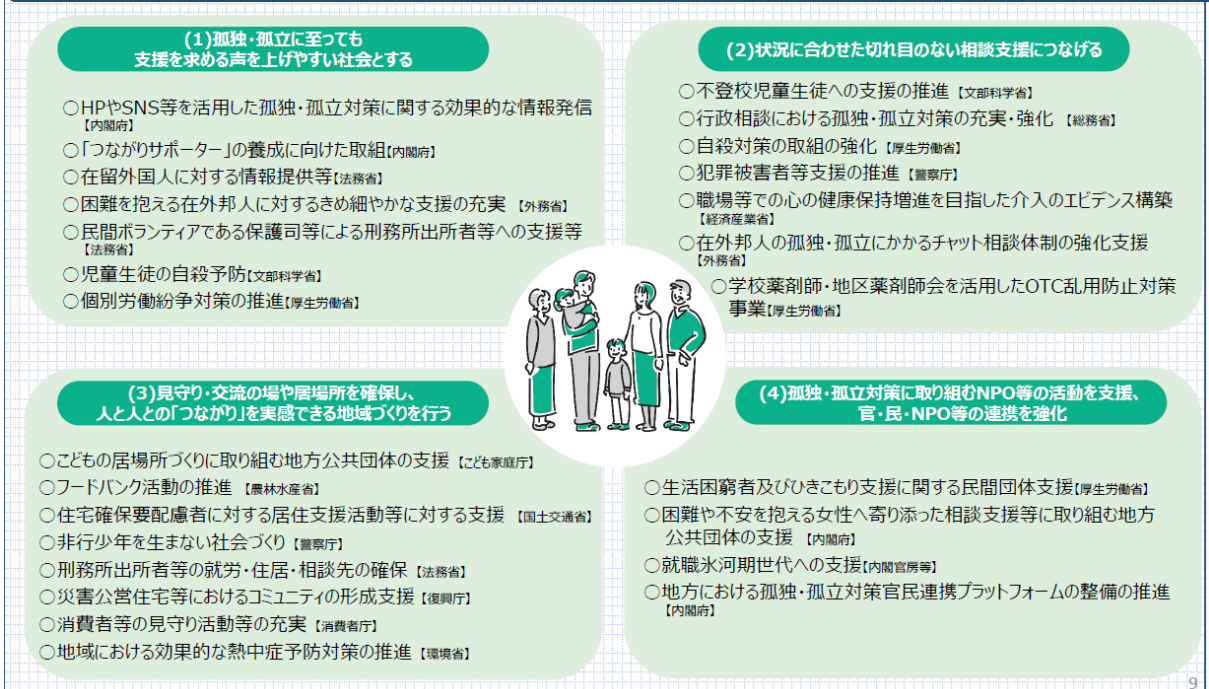
- 令和2(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業が創設されました。支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加し、高齢者や障害者(児)がいる世帯、潜在的な要支援者の抱える課題は複雑化して単独の支援機関では解決が難しいケースが増えてきています。これに対処するためには、支援機関同士の連携をより円滑にし、早期に必要な支援を提供できる環境や体制を整える取組が求められています。
- 近年の大雨や地震などの災害時の状況を踏まえ、令和3(2021)年に「災害対策基本法」が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。
- 社会の変化から、社会生活において孤独を感じるまたは孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、令和6(2024)年に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。
- 大阪府においては、令和6(2024)年に「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、計画のめざすビジョンを「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」とし、制度の狭間の問題や分野横断的な課題等について地域全体で支え合うことをめざす「包括的な支援体制の整備」に総合的に取り組んでいます。

■「孤独・孤立対策推進法」の概要

孤独・孤立対策推進法の概要	
趣旨	近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。 → 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す
概要	1. 基本理念 孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。 ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。 ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。 ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。 2. 国等の責務等 孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。 3. 基本的施策 ・孤独・孤立対策の重点計画の作成 ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発 ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進 ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等） ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上 ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援 ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進 4. 推進体制 ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。 ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。 ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。 5. その他 ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
施行期日	令和6年4月1日

孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）

○ 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）



出典：内閣府孤独・孤立対策推進室資料